

札幌徳洲会病院医療安全管理指針（抜粋）

第1条（目的）

本指針は、札幌徳洲会病院における医療安全管理体制の確立、医療安全管理のための具体的方策及び事故発生時の対応方法等についての基本方針を示すものである。また基本方針に基づき必要な事項を定め、適切な医療安全管理を推進し、安全な医療の提供に資することを目的とする。

第2条（医療安全管理のための基本理念）

医療事故を防止するためには、職員一人一人が、医療安全の必要性・重要性を病院及び自分自身の課題と認識して事故防止に努め、医療安全管理体制の確立を図ることが必要である。このため、当院は本医療安全管理指針に基づき、医療安全管理のためのマニュアルを作成する。また、インシデント事例及び医療事故の分析評価、事故予防対策の実施、指導、ならびにマニュアルの定期的（1回/年）な見直しを行う。それらによって得られた情報及び対策について、研修会等を通じて迅速に院内職員に周知徹底を行うことにより、医療安全管理の強化充実を図るものとする。

全職員が、患者と家族そして職員にとって安全で安心な医療を提供できるよう、質の改善と向上に努める。

第4条（医療安全管理体制の整備）

当院においては、以下の事項を基本として、病院内における医療安全管理体制の確立に努める。

1、医療安全管理部門

（1）基本方針

患者と家族にとって、安全で安心な医療が提供できるよう、医療安全管理部門を設置する。また職員にとっても安全で安心な職場であるよう、安全文化の醸成に努めながら、医療の質の改善と向上のため、医療に係る安全管理を行う。

（2）構成員

ア、医療安全管理室室長（兼務医師）、専従医療安全管理者

イ、IAT（Incident Assessment Team）メンバー

ウ、セーフティマネージャー（SM）

エ、医療対話推進者（患者相談窓口担当者）

（4）責務

ア、組織はあらゆる医療の質改善と向上を図るために必要な情報を収集し、組織成員に提供するとともに他の成員と協調運動して改善活動に取り組むこと。

イ、専門領域に関連する自己研さんに励み、他の職員の手本となる行動を示すこと。

ウ、個々の活動成果を組織内外に公表し、専門領域の質を高める努力をすること。

エ、経営的視点を持って活動計画を立案し、その成果を組織成員に公表すること。

オ、職域を越えた活動を心がけること。

8、患者相談窓口の設置

患者相談窓口(以下「窓口」という)を設置し、患者からの相談窓口として、他部門と連携、協働し、迅速に患者支援を行うことを目的とする。

（1）患者等からの苦情、相談に応じられる体制を確保し、患者等との情報共有を確実なものとするために、施設内に患者相談窓口を常設する。

（2）患者相談窓口の活動の趣旨、設置場所、担当者及びその責任者、対応時間等について、患者等に明示する。

（3）患者相談窓口の活動に関し、相談に対応する職員、相談後の取扱、相談情報の秘密保護、管理者への報告等に関する規定を整備する。

（4）相談により、患者や家族等が不利益を受けないよう適切な配慮を行う。

（5）苦情や相談で医療安全に関わるものについては、医療安全管理室に報告し、施設の安全対策の見直し等に活用する。

（6）患者相談窓口の規定は、別に定める。

第6条（医療安全管理のための具体的方法の推進）

1、医療事故防止のための業務改善計画書の作成

2、インシデント・アクシデント・オカレンスレポートの報告

第7条（医療安全管理のための職員研修）

当院は、個々の職員の安全に対する意識、安全に業務を遂行するための技能やチームの一員としての意識の向上等を図るため、医療に係る安全管理の基本的考え方及び具体的方策について、職員に対し以下の通り研修を行う。

第9条（職員の責務）

職員は、業務の遂行にあたって、常日頃から患者への医療、看護等の実施、医療機器の取り扱いなど、医療事故の発生を防止するよう細心の注意を払わなければならない。

第10条（公表）

医療の透明性を高め、社会に対する説明責任を果たし、他医療機関での同様の事故防止に役立てることを目的として、必要と判断した場合、事案等を患者および家族の同意を得て社会に公表する。

第11条（医療安全管理指針の閲覧）

医療安全管理指針については、1F 玄関に掲示し、患者及び家族などが容易に閲覧できるように配慮する。